

第2回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和元年5月24日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第3号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
第6 議案第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
第7 その他

◎出席委員 (9名)

- 1番 樋口 國 先
2番 瓜田 晃
3番 荒谷 和 江
4番 山下 博 史
5番 長谷川 和 夫
6番 菅野 能 弘
7番 神野 充 布
8番 杉田 文 枝
10番 外崎 敬 雄

◎欠席委員 (1名)

- 9番 藤本 博

◎農業委員会事務局

- 事務局長 川端秀司
事務局次長 中村 稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

外崎会長 | ただいまの出席委員は9名です。9番藤本代理から葬儀のため欠席するとの申出がありました。過半数の出席があり、定数に達しておりますので、ただいまから第2回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 | <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に8番杉田委員、1番樋口委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 | ご異議がないようでありますので杉田委員、樋口委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長 | <日程第2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから報告事項があれば発言してください。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

外崎会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2ページをお開きください。第1回総会以降の経過報告になります。4月25日、美深町農用地利用改善協議会総会が行われまして、川端局長、私が出席しております。平成30年度の事業報告と平成31年度の事業計画について説明がありました。5月8日、地域担い手育成総合支援協議会幹事会と新規就農者等指導委員会と経営改善指導委員会が行われまして、川端局長と中村次長、私が出席しております。幹事会では総会に向けた議案の協議と関係機関からの連絡事項がありました。新規就農者等指導委員会では、新規就農者の方と新規就農予定者の状況の報告がありました。経営改善指導委員会では、新規認定1件と再認定5件の審議が行われております。10日、令和元年美深町議会第1回臨時会が行われまして、外崎会長、川端局長が出席しております。14日、美深町農業後継者育成推進協議会幹事会と農業実習生受入事業審査会と新規就農希望者面談会が行われております。川端局長と中村次長と私が出席しております。美深町農業後継者育成推進協議会幹事会では、総会に向けた議案の協議を行っています。農業実習生受入事業審査会では、農業実習生の申し込みが1件ありましたので、受入れの決定しております。新規就農希望者面談会では、〇〇の〇〇〇さんの農場の継承を希望する、〇〇市の〇〇〇〇〇さんご家族の面談を行っています。〇〇〇さんにつきましては、6月中旬に来町されまして、事前研修に入ることとなります。16日、美深町農業後継者育成推進協議会総と美深町地域担い手育成総合

支援協議会総会がありまして、後継者育成推進協議会総会には、外崎会長、藤本代理、川端局長、中村次長、私が出席をしております。担い手育成総合支援協議会総会では、外崎会長、川端局長、中村次長、私が出席をしております。共に、平成30年度の事業報告と令和元年度の事業計画について説明がありました。17日、現地調査第2班、大手地区の調査になります。外崎会長、藤本代理、菅野委員、神野委員、中村次長、私が出席をしております。増子周一さんが所有する大手の農地について、農業委員会で管理しております農家台帳の現況地目の変更申出がありましたので、確認を行っております。3ページをお開きください。17日、令和元年美深町議会第2回臨時会が行われまして、川端局長、中村次長が出席をしております。20日、農業実習生が来町しております。、14日の審査会で受入れを決定しました〇〇〇〇さんが来町され、実習期間は5月21日から11月1日まで、実習先は〇〇〇〇〇さんの農場です。24日、第2回農業委員会総会です。

第2回総会以降の予定です。5月26日から28日、2019年度全国農業委員会会長大会および北海道選出国會議員要請集会並びに上川地方農業委員会連合会都府県農業事情視察研修が東京都で行われます。外崎会長が出席します。30日、美深町樹霊祭並びに植樹祭が菊丘公園と仁宇布地区で行われます。外崎会長と川端局長が出席します。6月13日、20日、21日、令和元年美深町議会第2回定例会が行われます。外崎会長と川端局長、中村次長が出席の予定です。第3回農業委員会総会ですが、6月25日に開催したいと思いますが、日程等いかがでしょうか。

(日程調整中)

村田副主幹

6月25日に第3回農業委員会総会をいたします。報告以上です。

外崎会長

ただいまの報告に対し、ご質疑があれば受け賜わります。ごさいませんか。

外崎会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

外崎会長

<日程第3>農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。事務局より説明をいたしますが、本件につきましては、美深町農業委員会会議規則第16条の規定により議事参与の制限で参与することができない委員がおります。△番〇〇委員ご退席ください。

(〇〇委員退席)

外崎会長

それでは、事務局より説明願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

外崎会長

はい、副主幹。

村田副主幹

4ページをご覧ください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美深町長より決定を求められた令和元年度第2号農用地利用集積計画について審議を求めます。

整理番号6番、貸主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇さん、借主、字〇〇△△番地△△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況畑、面積△、△△△㎡の賃貸借です。期間は令和元年8月1日から令和11年4月30日まで、小作料は反当り△、△△△円、年額△、△△△円、継

続の案件となります。説明以上です。

外崎会長

議案第1号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第1号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

◎日程第4 議案第2号

外崎会長

<日程第4>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より説明をたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

外崎会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、5ページをお開きください。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおりありましたので審議を求めます。

整理番号1番、貸主、字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市字〇〇△△〇〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△△, △△△㎡、他△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の内△△, △△△㎡です。権利移転の理由は、貸主は離農により貸し付ける、借主は規模拡大のため借り受ける、契約の種類は賃貸借、小作料は、反当り△, △△△円、年額△△, △△△円、期間は令和元年5月24日から令和6年5月23日までです。

整理番号2番、貸主、字〇〇△△番地 〇〇〇〇さん、借主、〇〇市〇〇〇△△〇〇△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面積△, △△△㎡です。権利移転の理由は、貸主は耕作していない農地を貸し付ける、借主は規模拡大のため借り受けるです。契約の種類は賃貸借、小作料は反当り△, △△△円、年額△, △△△円、期間は令和元年5月24日から令和6年5月23日までとなります。説明以上です。

外崎会長

議案第2号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。
よって議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 3 号

外崎会長 <日程第 5>議案第 3 号平成 30 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題に供します。事務局より説明をいたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

外崎会長 はい、副主幹。

村田副主幹 それでは、7 ページをお開きください。議案第 3 号平成 30 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた平成 30 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）の可否について、審議を求めます。

1 点検・評価（案）、平成 30 年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）は 8 ページ以降別紙のとおりとなります。2 公表の方法は町ホームページに掲載となります。8 ページから活動の点検・評価を記載いたしておりますので、読み上げて説明させていただきます。Ⅰ 農業委員会の状況、平成 31 年 3 月 31 日現在、1 農業の概要、耕地面積は、田 408ha、畑 4,600ha、合計 5,010ha、経営耕地面積は農林業センサスに基づいて記載しておりますので、田 426ha、畑 4,391ha、合計 4,817ha です。遊休農地面積は 0 ということで、ありません。農地台帳面積、田 760ha、畑 4,188ha、合計 4,948ha となります。下の表に移りまして、農家戸数と農業者数についてですが、こちらも農林業センサスに基づいて記入をしております。総農家数 170 戸、自給的農家数 12 戸、販売農家数 158 戸、内訳は以下となっております。農業者数ですが、農業就業者数 357 人、うち女性が 176 人、40 代以下が 93 人となっております。右の経営数になりますがこちらは農業委員会調べとなります。認定農業者 121 経営体、基本構想水準到達者はなし、認定新規就農者 4 経営体、農業参入法人 10 法人、集落営農経営数は 2 経営体、こちらの 2 経営体は集落営農組織となります。2 農業委員会の現在の体制ですが、平成 29 年から新制度へ移行しておりますので、平成 30 年度は新制度に基づく農業委員会のみ記載しております。任期满了年月日は令和 2 年 7 月 19 日、農業委員定数 10 人に対しまして実数 10 人、内訳は以下となっております。農地利用最適化推進委員は、遊休農地が 10%以下であり、担い手への集積率が 70%以上あるので、美深町では委嘱しておりません。9 ページをお開きください。Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化です。1 現状の課題、現状は、平成 31 年 3 月現在となります。管内の農地面積 5,010ha、これまでの集積面積 4,153.9ha、集積率 82.91%です。課題としまして、担い手に集積を進めているが、個々の経営面積が増加し規模拡大に限界が生じつつあるため集積率は伸びていない。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保が求められるです。2 平成 30 年度の目標および実績、集積目標 4,188ha、集積実績 4,153.9ha、うち新規就農者は 0ha ということでありませんでした。達成状況 99.19%になります。3 目標の達成に向けた活動です。活動計画は通年、円滑な権利設定・移転ができるよう、農業経営基盤強化促進法に基づく集積等を推進する。活動実績、営農集団内の担い手への農業経営基盤強化促進法に基づく集積を図るよう努め、担い手への利用集積を促進したです。4 目標および活動に対する評価、目標に対する評価は担い手の規模拡大の意向について、関係機関と連携した取り組みの中で把握することが必要である。活動に対する評価は担い手への利用集積が可能な農地の把握を行い、利用集積に向けた活動につなげることができた。10 ページになります。Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。1 現状および課題、新規参入の状況ですが、27 年度の新規参入者数は 1 経営体、こちらは〇

○地区の○○さんになります。28年度の新規参入者も1経営体、同じく○○地区の○○さんになります。29年度新規参入者2経営体、こちらは○○○地区の○○さんと○○地区の○○さんになります。新規参入者が取得した農地面積、27年度は13.1ha、28年度24.8ha、29年度40.2haとなっております。課題ですが、営農技術の取得、資金面等含めて安定した経営までには5年以上の年数がかかるです。2平成30年度の目標および実績、参入目標は1経営体、参入実績は0経営体ということではありませんでした。参入目標面積30haとしていましたが、参入実績がないものですから0haとなっております。3目標の達成に向けた活動、活動計画、通年、関係機関と連携して新規就農に向けた相談等に応じる。活動実績は新規参入者の相談の実績はなし。農業実習希望者は年間数件あり、随時相談に応じているです。4目標および活動に対する評価です。目標に対する評価は新規就農予定者について、関係機関と連携を図り達成できた。活動に対する評価、今年度は、新規就農者はいなかったが、農業実習希望者および次年度以降に新規就農を予定している新規就農予定者に対して、就農に向けて関係機関と連携を図った。11ページをお開きください。

IV遊休農地に関する措置に関する評価、1現状および課題ですが、管内の農地面積5,010ha、遊休農地面積0ha、課題は農業従事者の減少や離農等により、農地の有効利用が難しくなってくるのが予想され、新たな遊休農地を発生させないため、啓発活動をしていく。2平成30年度目標および実績ですが、遊休農地はありませんので、全て0haとなっております。3、2の目標の達成に向けた活動、活動計画では、農地の利用状況調査、調査員数10人ということで農業委員の人数となっております。調査実施時期は8月から9月、調査結果取りまとめ時期は10月から11月としております。調査方法は町農務課と農業委員による農地利用調査を実施する。農地の利用意向調査の調査実施時期は12月から1月、活動実績です。農地の利用状況調査は調査委員7人、調査実施時期は8月、調査結果取りまとめ時期は8月から9月に行っております。今回該当農地がありませんの調査数と面積については空欄としております。4目標および活動に対する評価です。目標に対する評価は目標を達成することができた。活動に対する評価は活動計画の通り実施できたです。12ページになります。V違反転用への適正な対応です。1現状と課題、現状の管内の農地面積は5,010ha、違反転用面積は0haということでのなしです。課題は現在、把握している違反転用はないが、今後も未然防止のための啓発活動が必要であるとなっております。2平成30年度実績ですが、実績はありませんでしたので0haとなっております。3活動計画・実績および評価ですが、活計画は農業委員による違反転用に対する日常の監視を強化する。農地法第30条に基づく農地利用状況調査時に転用調査を徹底する。活動実績、農業委員による違反転用に対する日常の監視を行った。8月に農地利用状況調査を実施し、同時に違反転用の調査も行った。活動に対する評価は農業委員による日常の監視等が、早期対応、解決につながるものであるです。13ページをお開きください。VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、1農地法第3条に基づく許可事務です。1年間の処理件数は12件、うち許可は12件、不許可は0件です。点検項目、事実確認の確認、実施状況は事務局で申請書類の確認を行い、必要に応じて農業委員および事務局職員で聞き取り調査、現地調査を実施している。是正措置はありません。総会等での審議、実施状況は事務局が申請内容を説明している。事案ごとに判断基準により適合の可否の審議をしている。是正措置はありません。申請者への審議結果の通知、実施状況は申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数は12件、不許可処分の理由の詳細を説明した件数は0件です。、是正措置はありません。審議結果等の公表、実施状況は議事録に記載のうえ公表している。是正措置はありません。処理期間、実施状況、標準処理期間、申請書受理から30日、処理期間の平均は30日、こちらも是正措置はありません。2農地転用に関する事務、1年間の処理件数は4件となります。点検項目、事実確認、実施状況は事務局で申請書類の確認を行い、必要に応じて農業委員および事務局職員で聞き取り調査、現地調査を実施している。是正措置はありません。総会等での審議、実施状況は事務局が申請内容を説明している。事案ごとに判断基準によ

り適合の可否の審議をしている。是正措置はありません。審議結果等の公表、実施状況は議事録に記載のうえ公表している。是正措置はありません。処理期間、実施状況、標準処理期間、申請受理から40日、処理期間の平均は40日となっております、こちらも是正措置はありません。14ページをご覧ください。3農地所有適格法人からの報告への対応です。農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数は10法人、うち報告書提出農地所有適格法人は10法人となっております。今回につきましては、督促を行ったり提出のない法人はありませんでした。農地所有適格法人の状況についてですが、農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数は0法人です。4情報の提供等です。賃貸料情報の調査・提供ですが、実施状況としまして、調査対象賃貸借件数48件、公表時期平成31年2月、情報の提供方法はホームページで公表しています。是正措置はありません。農地の権利移動等の状況把握、実施状況、調査地対象権利移動等件数11件、取りまとめ時期は平成31年1月です。情報の提供方法は記事録で公表しています。是正措置はありません。農地台帳の整備、実施状況、整備対象農地面積は5,010ha、データ更新は総会終了後、逐次更新をしております。公表はフェーズ2にて公表しております。是正措置はありません。15ページをお開きください。Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見および対処内容ですが、農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務について、要望、意見は特にありませんでした。Ⅷ事務の実施状況の公表、1総会等の議事録の公表はホームページに公表しています。2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出です。意見の提出件数は1件、提出先および提出した意見の概要、1安定した農業経営の確立について、2担い手の育成・確保と支援対策について、3鳥獣被害防止対策について意見を提出しております。3活動計画の点検・評価の公表はホームページに公表しております。説明以上です。

外崎会長

議案第3号について審議願います。ご意見、ご質疑を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。
よって議案第3号平成30年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価(案)については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第6 議案4号

外崎会長

<日程第6>議案第4号令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画(案)についてを議題に供します。事務局より説明願います。

村田副主幹

はい、副主幹。

外崎会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、16ページをご覧ください。議案第4号令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画(案)についてです。「農業委員会の適正な事務実施について」で策定を求められた令和元年度の目標およびその達成に向けた活

動計画（案）を次のとおり策定することの可否について、審議を求めます。

1 活動計画（案）、令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）、こちらは別紙のとおりとなりまして17ページからになります。2 公表の方法は町ホームページに掲載です。それでは、17ページをお開きください。令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画です。I 農業委員会の状況、こちらは平成31年4月現在となっております。先ほどの点検・評価の内容と同じとなりますので、1と2は説明を省かせていただきます。ただし、2の農地利用最適化推進委員についてですが、今年度も遊休農地率が1%以下で、担い手の集積率が70%以上あるため委嘱は行っておりません。18ページをご覧ください。II 担い手への農地の利用集積・集約化です。1 現状および課題ですが、管内の農地面積5,010ha、これまでの集積面積4,153.9ha、集積率82.91%、課題は、認定農業者に集積を促進しているが、個々の経営面積が増加し規模拡大に限界が生じつつあるため集積率は伸びていない。地域農業を支える新たな担い手の育成、確保が求められるです。2 令和元年度の目標および活動計画ですが、集積面積は4,188haで昨年と同じ目標です。うち新規集積面積は20ha、目標設定の考え方は、離農農家の農地を担い手に集積推進するです。活動計画は、通年円滑な権利設定ができるよう農業経営基盤強化促進法に基づく集積等を推進するです。III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。1 現状および課題ですが、平成28年度の新規参入者1経営体、平成29年度の新規参入者数は2経営体、平成30年度は0となっております。新規参入者が取得した農地面積、28年度が24.8ha、29年度が40.2ha、30年度は0haとなっております。課題は、新規参入するまでに、就農者が希望する同じ営農経営体に研修を積み、十分な技術を身につける体制を整えている。しかし、就農後には、研修中には予測できないことが発生したりするため、営農技術の取得、資金面等含めて安定した経営までには5年以上の年数がかかる。地域、農業関係機関のサポートが欠かせないです。2 令和元年度の目標および活動計画ですが、参入目標は1経営体、参入目標面積20haとしております。活動計画は通年、新規就農に向けた相談等に対応するです。19ページをお開きください。IV 遊休農地に関する措置です。1 現状および課題ですが、管内の農地面積5,010ha、遊休農地面積0haとなっております。課題は現在遊休農地はないが、農業従事者の減少や離農等による耕作放棄地を発生させないように、農地の有効利用を図ることが年々厳しくなっているです。2 令和元年度目標および活動計画です。目標、遊休農地の解消面積は、現在ありませんので0haとしています。活動計画、農地の利用状況調査、調査員数10人、実施時期は8月から9月、取りまとめ時期は10月から11月、調査方法は町農務課と農業委員による農地利用調査を実施する。農地の利用意向調査は12月から1月に実施しまして、調査結果取りまとめを12月から2月、例年通りの計画となっております。V 違反転用への適正な対応です。1 現状と課題、現状としまして、管内の農地面積は5,010ha、違反転用面積は0ha、課題は現在、把握している違反転用はないが、今後も、発生防止に向け継続した農地のパトロール等が必要であるです。2 令和元年度活動計画です、活動計画は、農業委員会だよりを通して農地転用に関する情報を提供する。農業委員の違反転用に対する日常の監視を強化する。農地法第30条に基づく農地利用状況調査時に違反転用の調を徹底するとなっております。説明以上です。

外崎会長

議案第4号について審議願います。ご意見、ご質疑を賜ります。ごさいませんか。

（「なし」という者あり）

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、議案第4号について賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

外崎会長 | 全員賛成です。
よって議案第 4 号令和元年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）
については、原案のとおり可決決定いたしました。

◎日程第 7 その他

外崎会長 | <日程第 7>その他、委員のみなさまから何かございませんか。

外崎会長 | 事務局から何かございませんか。

◎閉会宣言

外崎会長 | 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 2 回総会を終
了いたします。
大変お疲れさまでした。

※終了 午後 2 時 10 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 8 番

⑩

署名委員 1 番

⑩